

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

道路の区域変更  
土砂災害警戒区域の指定

(道路維持課) 七五二  
(砂防課) 七五一

### 公示

農用地利用配分計画の認可の申請  
土地改良区の設立認可  
公共測量の実施  
駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

(農業経営課) 七五二  
(農地整備課) 七五三  
(用地課) 七五三  
(交通指導課) 七五四

## 告示

岐阜県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名   | 区間                                    | 区域変更前後 | 敷地の幅員                  | 延長           | 備考 |
|-------|-------|---------------------------------------|--------|------------------------|--------------|----|
| 県道    | 白下川呂線 | 加茂郡白川町水戸野字菰七八八番一地从先から同郡同町同字同八〇四番二地先まで | 前<br>後 | 10.00メートル<br>11.00メートル | 45.8<br>45.8 |    |

岐阜県告示第六百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

岐阜県公報

毎週

（火曜日）  
（金曜日）

発行

（休日）  
（休日に当たる）  
（ときは翌日）

平成二十六年十二月二日

第二千六百三十三号

平成二十六年十二月二日

（火曜日）

平成二十六年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

|       |         |         |                     |
|-------|---------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地  | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 石原    | 高山市一之宮町 | 次の図のとおり | 地滑り                 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

|       |         |         |                     |
|-------|---------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地  | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 新賦    | 恵那市中野方町 | 次の図のとおり | 地滑り                 |
| 道木    | 恵那市笠置町  | 次の図のとおり | 地滑り                 |
| 栃久保   | 恵那市笠置町  | 次の図のとおり | 地滑り                 |
| 福原尾   | 恵那市飯地町  | 次の図のとおり | 地滑り                 |
| 沖之洞   | 恵那市飯地町  | 次の図のとおり | 地滑り                 |
| 丸池    | 恵那市大井町  | 次の図のとおり | 地滑り                 |
| 辻     | 恵那市東野   | 次の図のとおり | 地滑り                 |
| 学頭    | 恵那市大井町  | 次の図のとおり | 地滑り                 |

|          |           |         |     |
|----------|-----------|---------|-----|
| 旭ヶ丘      | 恵那市大井町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 野井       | 恵那市三郷町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 中富       | 恵那市岩村町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 大円寺      | 恵那市岩村町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 原        | 恵那市山岡町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 杉野       | 恵那市明智町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 小畑・月郡・古町 | 恵那市明智町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 和合       | 恵那市明智町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 大久手      | 恵那市明智町    | 次の図のとおり | 地滑り |
| 中沢       | 恵那市串原     | 次の図のとおり | 地滑り |
| 松林       | 恵那市串原     | 次の図のとおり | 地滑り |
| 閑羅瀬      | 恵那市串原     | 次の図のとおり | 地滑り |
| 川ヶ渡      | 恵那市串原     | 次の図のとおり | 地滑り |
| 新田       | 恵那市長島町久須見 | 次の図のとおり | 地滑り |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農用地利用配分計画の概要

| 市町村   | 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等を受ける土地           |
|-------|--------------|-------------------------|
| 岐阜市   | 平成二十六年年度第一号  | 岐阜市中西郷三丁目一番一他四筆         |
| 関市    | 同            | 関市西神野字八神下七〇五番他二六五筆      |
| 中津川市  | 同            | 中津川市苗木字大牧六四〇六他三六二筆      |
| 羽島市   | 同            | 羽島市下中町市之枝二丁目五五番他三〇四筆    |
| 美濃加茂市 | 同            | 美濃加茂市山之上町字井屋二四四四番他六筆    |
| 可児市   | 同            | 可児市二野字六反田一六一三番一他五筆      |
| 本巣市   | 同            | 本巣市曾井中島字向野二九三番一他二二九七筆   |
| 海津市   | 同            | 海津市海津町江東字一の割六二番一他一五四七筆  |
| 養老町   | 同            | 養老郡養老町室原字新宮三一九一番他三九七筆   |
| 神戸町   | 同            | 安八郡神戸町大字末守字大明神八四〇番他八四筆  |
| 揖斐川町  | 同            | 揖斐郡揖斐川町房島字中島道下一五五八番他三六筆 |
| 大野町   | 同            | 揖斐郡大野町大字下方字中之町一一八番他一四筆  |
| 池田町   | 同            | 揖斐郡池田町萩原字観音堂一三二五番一他七三筆  |
| 坂祝町   | 同            | 加茂郡坂祝町大針字洞口三五番一他六筆      |

|     |   |                          |
|-----|---|--------------------------|
| 富加町 | 同 | 加茂郡富加町加治田字木船三六四一番一他二二五筆  |
| 白川町 | 同 | 加茂郡白川町中川字野頭三〇六番一他八九筆     |
| 御嵩町 | 同 | 可児郡御嵩町伏見字西柿外戸一七六七番一他一一一筆 |

二 申請年月日

平成二十六年十一月二十六日

三 縦覧場所

岐阜県農政部農業経営課

四 縦覧期間

平成二十六年十二月二日から

平成二十六年十二月十六日まで

土地改良区の設立認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 土地改良区名  | 施行に係る地区名 | 認可年月日      |
|---------|----------|------------|
| 栗原土地改良区 | 栗原地区     | 平成二六・一一・二〇 |

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から

同 二十七年三月十三日まで

四 作業地域

羽島市福寿町

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成二十六年十二月二日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十七年二月二日（月）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成二十七年二月三日（火）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

平成二十七年二月九日（月）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 受講定員

三十人

4 受講申込受付期間

平成二十七年一月五日（月）から一月十六日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚（受講申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

二〇、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

8 受講申込方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、受講申込書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

(二) 受講申込書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に二〇、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと。）。

- (四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一5の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。
- (五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。
- 9 その他
- (一) 一8(四)以外の方法による申込みは、受け付けません。
- (二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
- (三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
- (四) 講習及び修了検査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また、修了検査日には、認印を持参してください。
- (五) 二日間（十四時間）の講習を受講後、修了検査（一時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。
- 二 駐車監視員資格同等認定審査
- 1 認定検査の期日及び時間  
平成二十七年二月九日（月）  
受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで  
検査時間 午前九時から午前十時まで
- 2 認定検査の場所  
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室
- 3 認定検査受検資格  
次のいずれかに該当する者であること。
- (一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者
- (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者
- 4 申請受付期間  
平成二十七年一月五日（月）から一月十六日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 5 申請先  
岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

- 6 提出書類等
- (一) 認定申請書
- (二) 認定申請書に貼付する写真一枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）
- (三) 二3のいずれかに該当することを証する書面
- (四) 収入証紙納付書
- 7 認定手数料  
四、五〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）
- 8 申請方法
- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、認定申請書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。  
岐阜県警察ホームページアドレス  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>
- (二) 認定申請書に写真を貼付してください。
- (三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと）。
- (四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、二5の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。
- (五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。
- 9 その他
- (一) 二8(四)以外の方法による申請は、受け付けません。
- (二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。
- (三) 認定検査には、駐車監視員資格者認定検査受検票、筆記用具及び認印を持参してください。
- (四) 認定検査に合格した者に対して認定書を交付します。
- 三 注意事項
- 1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別

途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二四

平成二十六年十二月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社